

サクスシェア所内研修

2022.1.17(月)

基幹相談支援センターについて

《相談支援事業所と基幹相談支援センター》



東区第3障がい者基幹相談支援センター

本日の内容

- 基幹相談支援センターとは？(制度的な理解)

法律上の相談支援体系／福岡市の事業概要

- ネットワーク構築の取り組み

東区部会の活動／第3基幹センターの取り組み

- 相談実績

- 相談支援事業所との連携

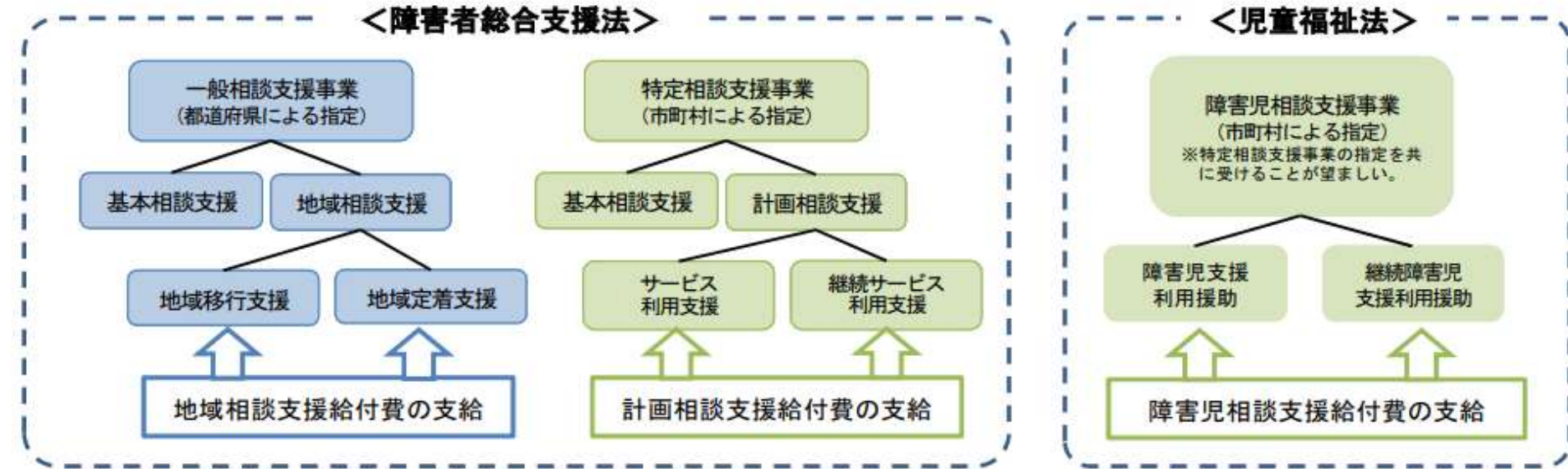
連携の事例／相談支援について(まとめ)

基幹相談支援センターの役割(イメージ)

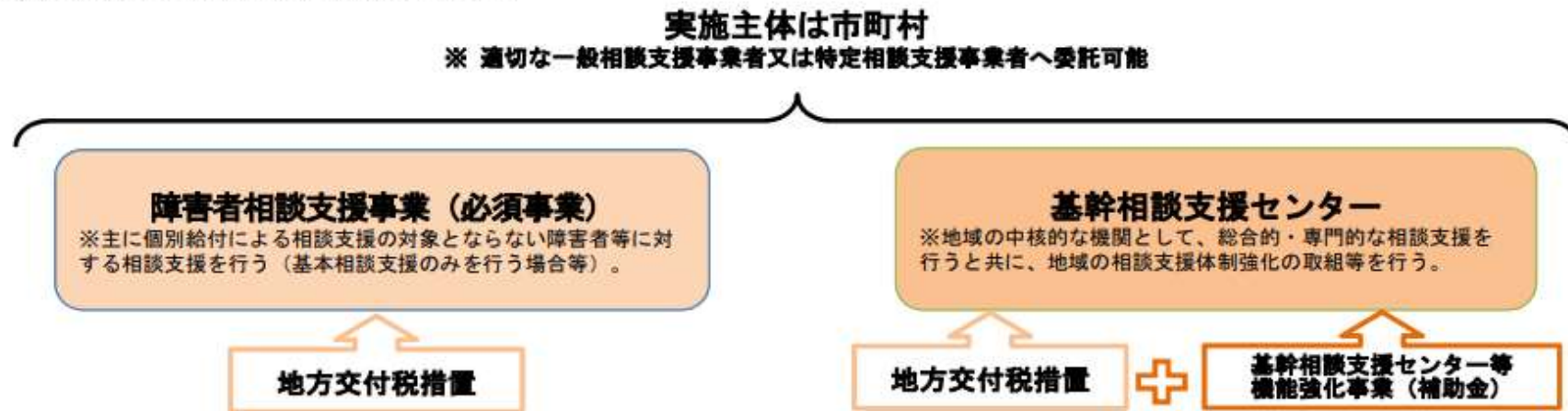


障害者総合支援法における相談支援事業の体系

個別給付で提供される相談支援



地域生活支援事業により実施される相談支援



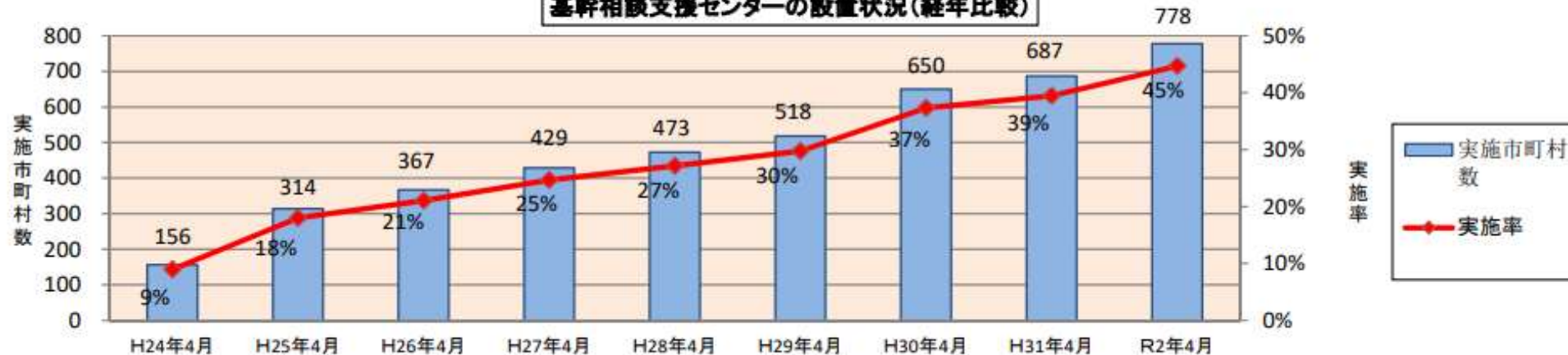
現行の相談支援体制の概略

厚労省 社会保障審議会
障害者部会(R3.7.16)

相談支援事業名等	配置メンバー	業務内容	実施状況等 (相談支援事業実態調査)
基幹相談支援センター	定めなし 《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的・専門的な相談の実施 (基幹相談支援センター機能強化事業) ● 地域の相談支援体制強化の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談事業者への専門的な助言等 ・人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・事例の検証 ● 地域移行・地域定着の促進の取組 ※権利擁護・虐待防止(虐待防止センターの受託)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1,741市町村中 650市町村(H30.4) 37% 687市町村(H31.4) 39% 778市町村(R2.4) 45% ※箇所数は946ヶ所(R2.4)
障害者相談支援事業 実施主体：市町村 →指定特定相談支援事業者、 指定一般相談支援事業者への 委託可	定めなし	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ● 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導) ● 社会生活力を高めるための支援 ● ピアカウンセリング ● 権利擁護のために必要な援助 ● 専門機関の紹介 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全部又は一部を委託 1,579市町村(91%) ■ 単独市町村で実施 1,040市町村(60%) ※R2.4時点 ※全市町村が実施 (地域生活支援事業必須事業)
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員 (業務に支障なければ 兼務可)、管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本相談支援 ● 計画相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用支援、 ・継続サービス利用支援 ※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及び困難事例への対応等を行う場合あり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 9,623ヶ所(H30.4) 20,418人 10,202ヶ所(H31.4) 22,453人 10,563ヶ所(R2.4) 23,729人 ※障害者相談支援事業受託事業所数 2,200ヶ所(21%)
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本相談支援 ● 地域相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援 ・地域定着支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3,397ヶ所(H30.4) 3,377ヶ所(H31.4) 3,551ヶ所(R2.4)

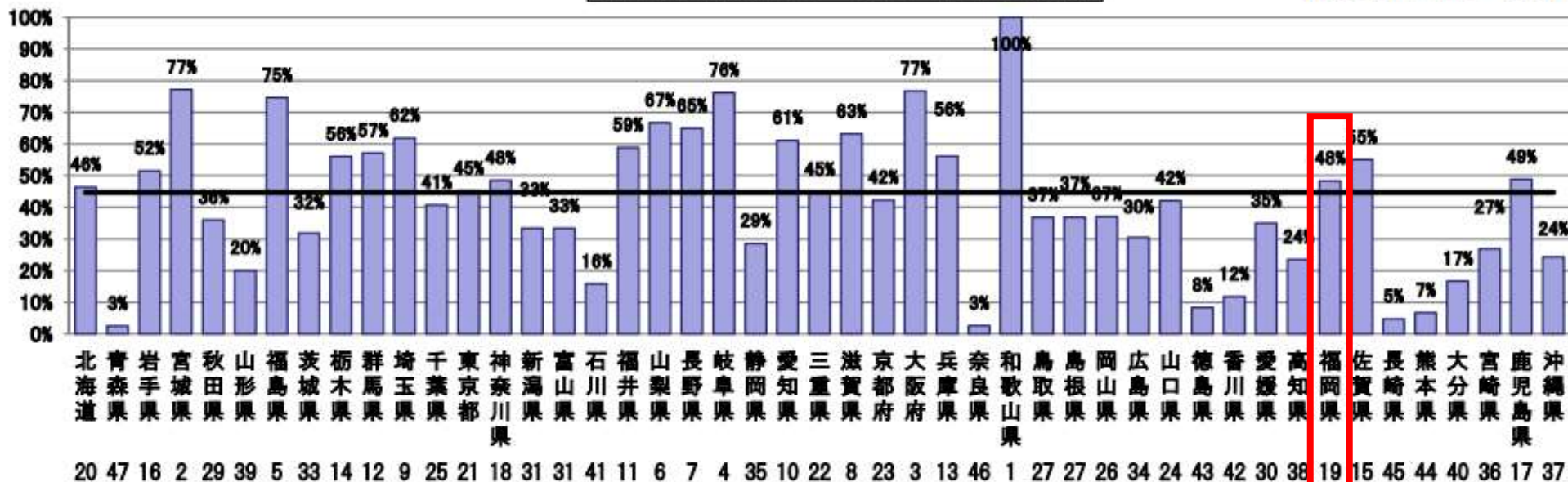
基幹相談支援センターの設置状況について

基幹相談支援センターの設置状況(経年比較)



基幹相談支援センターの設置率(R2.4時点)

【設置率の全国平均45%】



■ 区障がい者基幹相談支援センター事業の概要

福岡市による委託事業として運営(平成29年度より開始)

【設置目的及び事業概要】

- ▶ 障がい児者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように
 - ・地域の障がい児者の福祉に関するあらゆる問題についての相談に応じ、情報提供や助言、サービスの利用支援等の必要な支援を行う。
 - ・障がい児者の権利擁護のために必要な援助を行う。
- ▶ 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導や助言等を行い、地域の相談支援体制の強化を図る。

【設置場所及び支援提供地域の範囲】

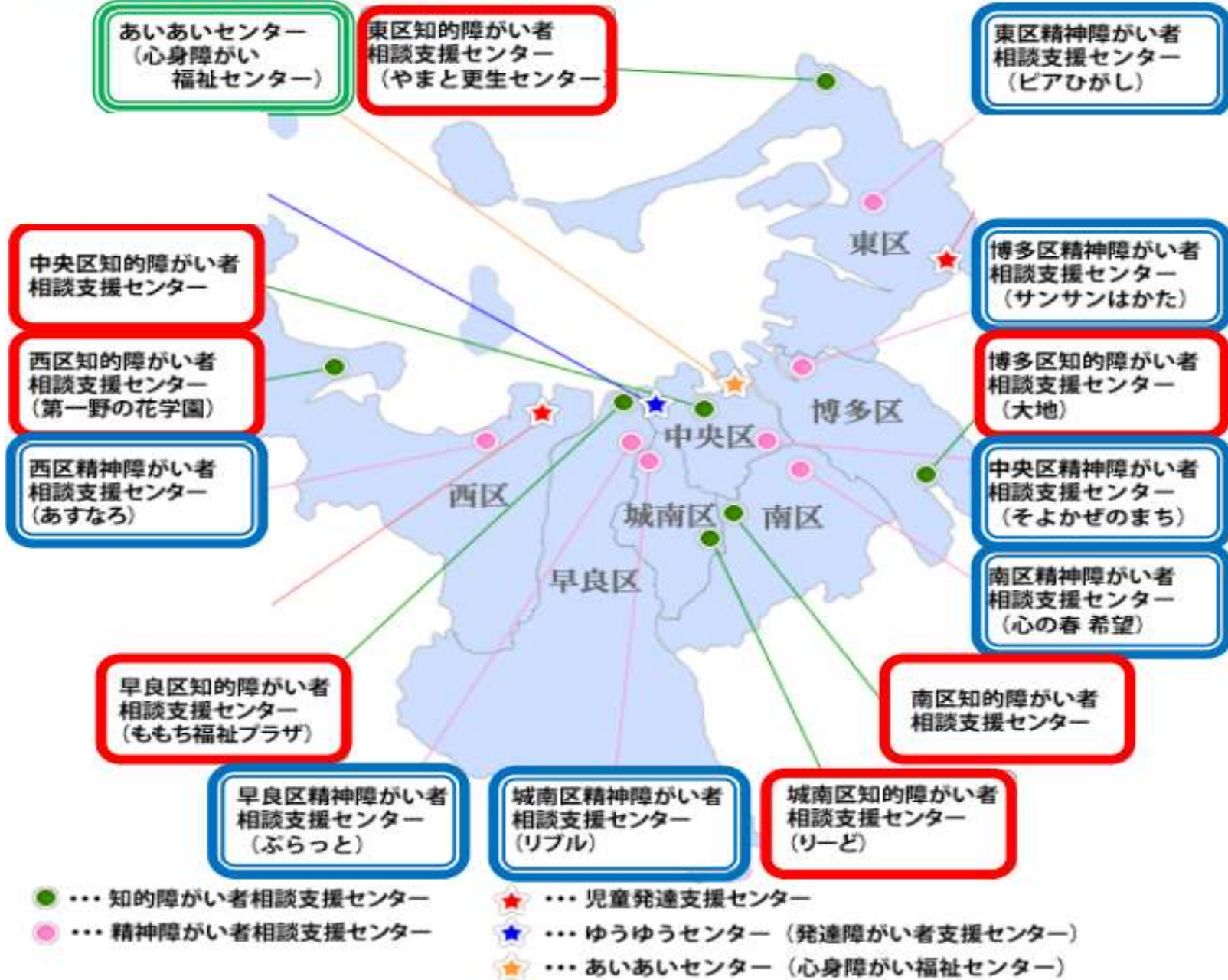
- ▶ 市が定める担当地域を中心に支援を行う。センターも担当地域内に設置する。

【開所日時等】

- ▶ 月曜日から金曜日の9時～17時(土日、祝日、12月29日～1月3日を除く)

* 開所時間外は電話等で利用者からの緊急時の相談に24時間対応可能な体制をとる

平成28年度の相談支援体制



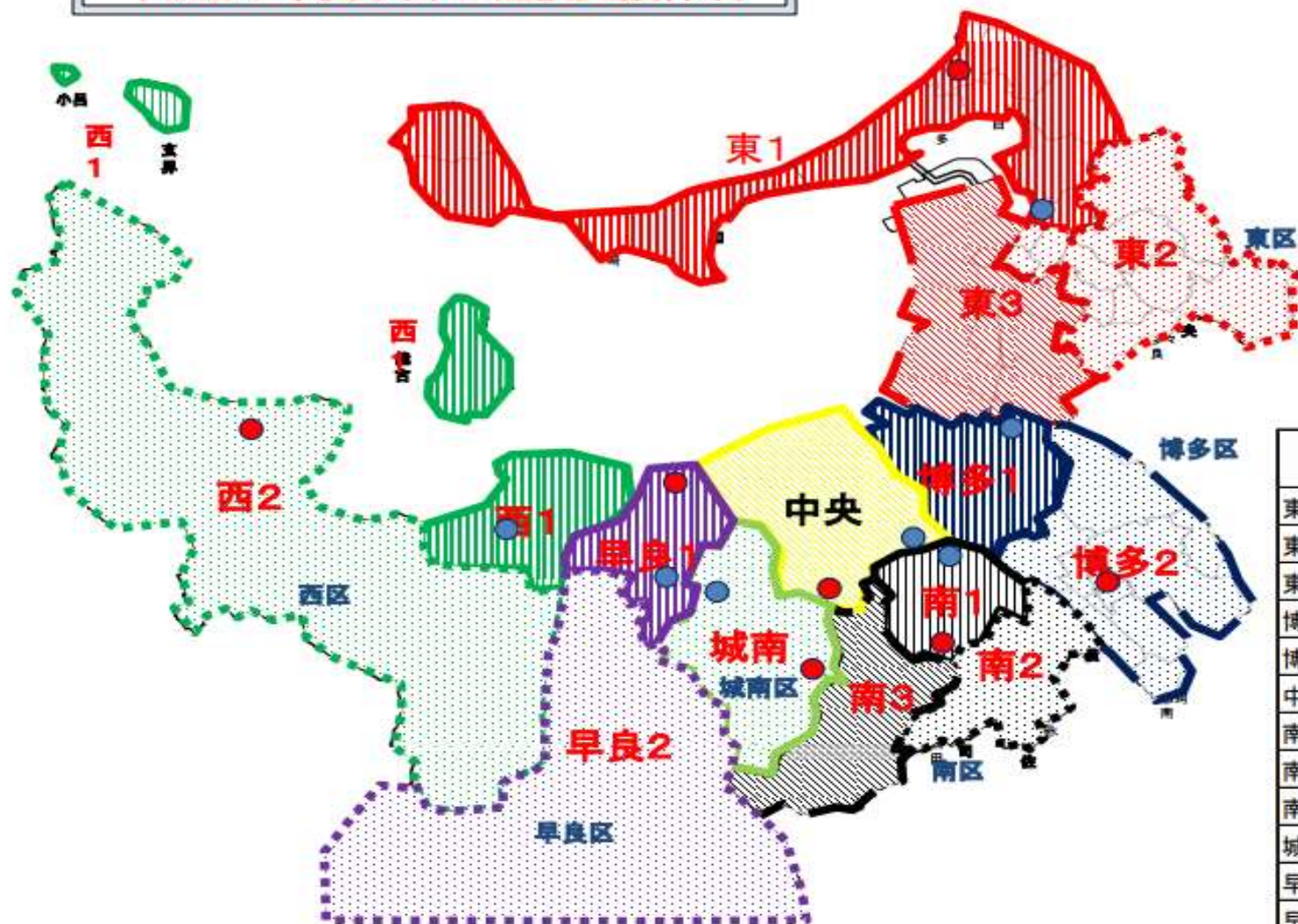
➤ 障がい種別ごとに相談支援センター設置
 ➤ 障がい者を対象
 ➤ 各センターに相談支援専門員を2～3名配置

身体障がい者対象
 1カ所
 知的障がい者対象
 7カ所
 精神障がい者対象
 7カ所

※ あいいいセンターは身体障がい者対象の相談支援センター

平成29年度以降の相談支援体制

- 全障がい一元化
- 学齢以上を対象
- 小学校区を基礎として14の担当区域を設定
- アウトリーチにより障がい者の孤立防止支援等地域福祉の基盤づくりを実施
- 各センターに相談支援専門員を4名以上配置



【担当区域ごとの相談支援専門員配置人数等】

	配置人数	人口	障がい者数	小学校区数	地域包括
東1	4	93,756	6,175	10	東第1～3
東2	4	102,919	6,779	10	東第4～6, 9
東3	4	95,037	6,259	9	東第7, 8, 10, 11
博多1	4	109,678	7,037	9	博多第1～3, 8
博多2	4	102,596	6,582	10	博多第4～7
中央	5	177,107	8,897	13	中央第1～5
南1	4	93,509	6,369	8	南第1, 8～10
南2	4	95,156	6,482	10	南第3～6
南3	4	62,814	4,279	7	南第2, 7, 11
城南	5	122,587	8,006	12	城南第1～5
早良1	5	120,003	7,906	12	早良第1, 2, 5, 8
早良2	4	95,070	6,264	13	早良第3, 4, 6, 7, 9
西1	4	102,518	6,843	13	西第1～3, 6
西2	4	98,322	6,563	10	西第4, 5, 7, 8

※ 障がい者数は、人口に対する障がい者の割合から算出した推定人数。

■ 基幹相談支援センターの委託事業の主な内容

①福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)

サービス情報の提供、サービス提供事業者の紹介、サービス利用の助言、利用申請の援助
サービスの利用調整、生活相談等

②社会資源を活用するための支援

福祉施設やボランティア団体等の支援施策の紹介、生活情報の提供等

③社会生活力を高めるための支援

金銭管理や生活情報の活用、交通・移動手段の利用、趣味・余暇活動等に関する支援

■ 基幹相談支援センターの委託事業の主な内容

④権利擁護のために必要な援助

障がい者虐待の防止、障がい者虐待を受けた障がい者の保護・自立の支援並びに養護者に対する支援に関する協力、成年後見制度の利用促進等

⑤専門機関の紹介

障がい者等のニーズに応じて、専門機関を紹介(発達障がい者支援センター、障がい者就労支援センター、医療機関等)

■ 基幹相談支援センターの委託事業の主な内容

⑥ 自立支援協議会の区部会の運営及び区ごとのネットワークの構築

- ▶ 担当地域を含む行政区内に設置された他の区基幹センターと共同で、自立支援協議会の区部会の運営に関する事務を行う
- ▶ 区部会の運営に関する事務の実施にあたっては、区部会事務局会議を原則毎月開催し、区部会の円滑な運営に努める
 - * 会議には、市障がい者基幹センターの職員、相談支援機能強化専門員もしくは相談支援スーパーバイザーのいずれか1人以上を参加させ、必要な助言を受ける
- ▶ 区部会を活用し、区内の相談支援事業所(特定相談、一般相談、障がい児相談)、民生委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、障がい福祉サービス提供事業者等とのネットワークを構築し、障がい者等の日常生活又は社会生活を支援する

■ 基幹相談支援センターの委託事業の主な内容

⑦区内の相談支援事業所のネットワークの構築

区内の相談支援事業所が円滑に事業を実施できるように、情報共有を行う場や勉強会を開催する等、相談支援事業所間のネットワーク構築に努める

⑧区内の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言・人材育成

区内の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、相談支援事業所従事者を対象とした研修会の企画・運営、事例検討会の開催等による人材育成の実施

■ 基幹相談支援センターの委託事業の主な内容

⑨地域福祉の基盤づくり

積極的にアウトリーチを行い、社会的に孤立している障がい者等の孤立防止支援や担当地域内の地域団体(社会福祉協議会、民生委員、児童委員、自治協議会、自治会・町内会)と連携し障がい者を地域で見守るパーソナルネットワークの形成等、地域福祉の基盤づくりを推進する

- ▶ 区・校区社会福祉協議会との連携体制の構築
- ▶ 地区民生委員・児童委員協議会への参加
- ▶ 校区自治協議会と連携した障がい福祉に関する啓発事業の実施
- ▶ その他地域福祉の基盤づくりの推進に資する取り組み

⑩緊急対応

障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者の急病・急用等により、緊急に支援を必要とする際の施設等による緊急一時預かり等の連絡・調整を行う

■ 基幹相談支援センターの委託事業の主な内容

① 区基幹センターの人材育成

- ▶ 相談支援スーパーバイザーの訪問又は電話相談による専門的な指導・助言を積極的に活用し
区基幹センターの相談支援業務従事者の人材育成に努める
 - ・ 困難事例の支援に関する事項
 - ・ 相談支援に必要な書類の整備に関する事項
 - ・ 相談支援のスキル向上に関する事項
 - ・ その他、区基幹センターの業務に関する必要な事項
- ▶ 市基幹センターが実施する区基幹センターの人材育成に関する研修に少なくとも1人以上の
コーディネーターを参加させる

*研修に参加できなかったコーディネーターにも内容を伝達すること

■ 基幹相談支援センターの委託事業の主な内容

⑫市基幹センターとの連携及び主任コーディネーター会議

- ▶ 福岡市の相談支援体制を円滑に機能させるため、市及び相談支援機能強化専門員、市基幹センターと緊密な連携をとる
- ▶ 主任コーディネーターは、区基幹センターの取り組み内容等について協議するため、市基幹センターが毎月開催する主任コーディネーター会議に出席する

⑬その他、障がい者等の自立支援に関すること

福岡市の相談支援体制と障がい者等地域生活支援協議会との関係

福岡市障がい者等地域生活支援協議会

- 区部会等から報告された課題の情報共有に関する協議
- 報告された課題への対応について、関係機関等のネットワーク構築等、社会資源の開発・改善に関する協議

【委員】

学識経験者、障がい当事者(家族)団体、相談支援事業及び児童発達支援センター事業の委託事業者、障がい福祉サービス事業者、保険・医療関係者、教育・雇用関係者、権利擁護関係者、地域福祉関係者

【事務局】福岡市保健福祉局障がい者支援課

意見提言

障がい保健福祉計画案

全市で取り組むべき課題

事務局に協力

相談支援機能強化専門員

参加

7つの区部会

事例検討を通じて、以下の整理を行う

- 利用可能性のあるサービス等の社会資源の再検討
- 個別の残された課題

【委員】

区保健福祉センター障がい福祉担当課職員、特別支援学校の進路又は支援部関係者
区障がい者基幹相談支援センター及び児童発達支援センター事業の委託事業者等

【事務局】区障がい者基幹相談支援センター

設置

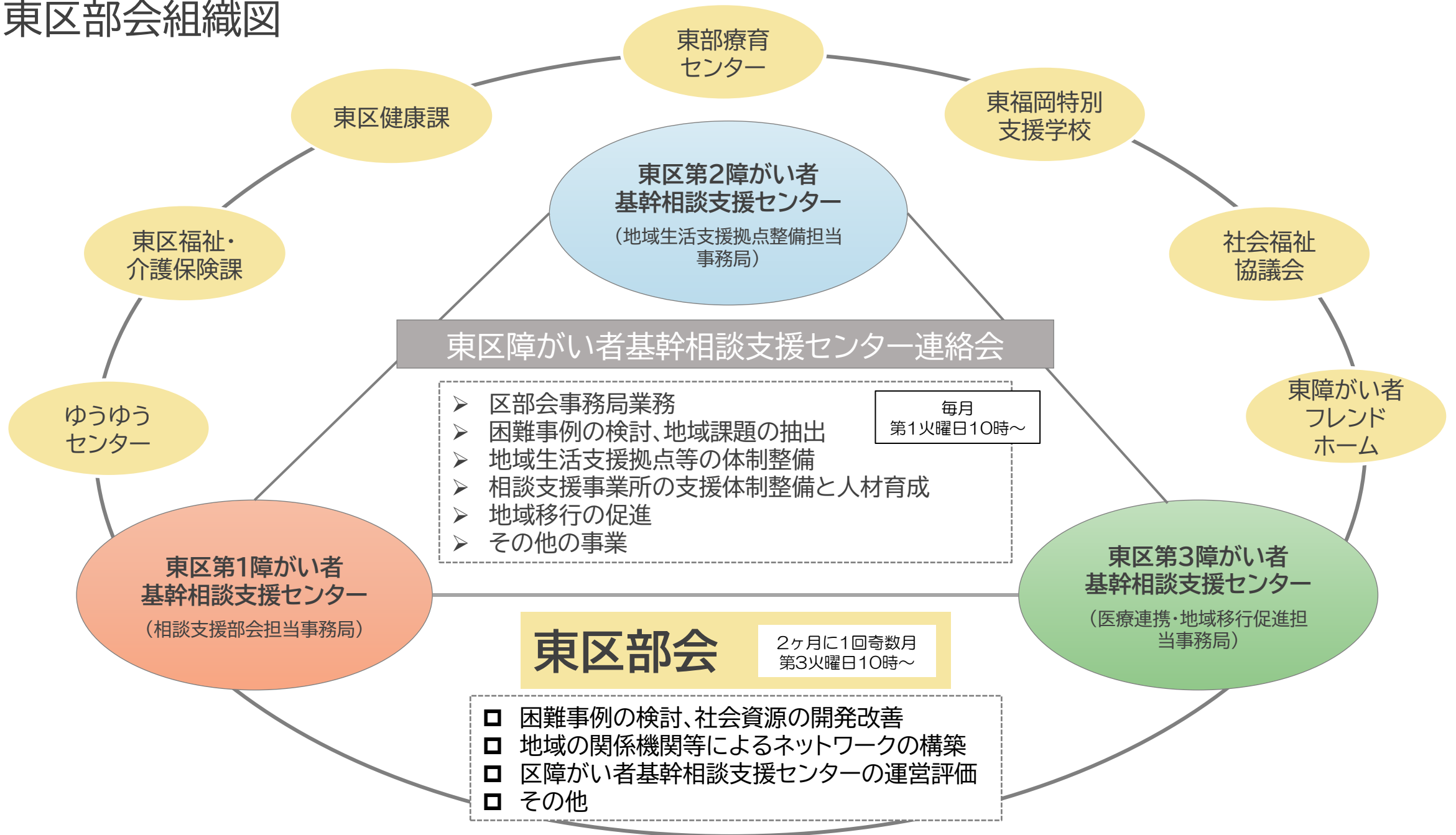
調査、研究、施策提案の検討等の結果

専門部会

- 特定の事項の調査、研究
- 施策提案の検討

日頃の相談支援活動においてサービス等を利用して課題解決が困難な場合

東区部会組織図



東区部会のネットワーク構築の取り組み(H29～R3年度)

東区では、各基幹センターが**担当事務局**となり、区内のネットワーク構築に向けた取り組みを実施

<東第1>

相談支援体制整備 担当

【主な役割】

指定特定相談支援事業のネットワーク構築、人材育成、各事業所の計画相談受け入れ可能数の把握、新規事業所立ち上げの促進や支援等

【主な取り組み】

・東区相談支援部会

<東第2>

地域生活支援拠点整備 担当

【主な役割】

地域生活拠点の面的整備を視野に入れ、障がい福祉サービス事業所等のネットワーク構築、居宅介護、日中活動の場での受け入れ可能数の把握等

【主な取り組み】

・東区ネットワーク会議

<東第3>

医療連携・地域移行促進 担当

【主な役割】

医療関係者(病院、訪問看護等)とのネットワーク構築、訪問看護事業所での受け入れ可能数や得意分野の把握、地域相談支援の課題把握等

【主な取り組み】

・東区心のケアネットワーク研修会

「東区基幹センター連絡会」として、月1回の区部会事務局会議を開催

(参加機関)東第1・第2・第3基幹センター、東部療育センター、緊急時受け入れ・対応拠点(Ⅲ類型)、市基幹センター

東区第3基幹センターの取り組み

- 地域移行支援の周知
- 精神科病院との連携

地域移行支援の周知

●心のケアネットワーク研修会（H29年度～）

東区健康課精神保健福祉係と共同で企画・運営

（保健・医療・福祉関係者による協議の場として開催）

<参加機関>

- 精神科病院
- 地域活動支援センターⅠ型
- 健康課精神保健福祉係
- 区基幹相談支援センター



＜地域移行に関連する主な開催内容＞

グループワーク

- 「医療と福祉の連携」をテーマに役割と強み、連携により期待できることを共有
- 「入院中」「退院時」「退院後」における各機関の現状の取り組みと課題の整理、今後必要な取り組みや工夫を検討



この回は、地域生活を支える機関として訪問看護、GHも参加

講話・事例発表

- 区内精神科病院の退院支援の取り組み（香椎療養所ソーシャルクラブの紹介）
- 他区精神科病院の退院促進の取り組み
- 精神障がい者地域移行支援部会の報告と精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの説明（部会キャラバン隊を活用）
- 地域移行支援を活用した事例の報告

●地域づくりに向けた連携強化や取り組みの推進

【課題】 各精神科病院の現状把握

取り組み

区内各精神科病院へのヒアリング調査の実施

事前準備

① 調査実施の提案

② 調査シートの原案作成

③ 各病院を訪問し、PSWと調査項目に関する意見交換

協議

④ 調査シートの再提案、PSWと実施方法に関する意見交換

⑤ 調査項目・実施方法の再検討

実現化

⑥ 最終的な調査項目・実施方法の提案→訪問によるヒアリング形式に決定

⑦ 順次、調査の実施（R2年1月～）

ソーシャルワーカーの視点で、入院期間が長期化している方が今後地域で生活していくことを想定してお答えください
※全て自由記述

(1) 精神障がい者が暮らしやすい地域づくりを進める上で、東区に必要と思われる社会資源や地域に望むこと

(2) 設問1でご回答いただいた必要と思われる社会資源や地域に望むこと理由

<決定した調査項目・実施方法>

●第一段階としての調査（ベース作り）

【調査項目】

精神障がい者が暮らしやすい地域づくりを進める上で
東区に必要と思われる社会資源や地域に望むこと

【実施方法】

当センターと精神保健福祉係による各病院への訪問
→PSWへのヒアリング（インタビュー形式）

<目指す方向性>

実数の把握や具体的な支援に繋げていくこと

地域移行支援の周知

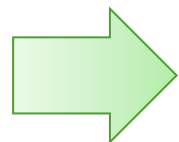
●精神科病院への訪問

各病院を回り、PSWとの情報交換会を実施
(当センターからPSWへ提案し企画)

これまでに6ヶ所の病院で
実施（看護師向けもあり）

<内容>

- ・福岡市の現状（精神保健福祉、障がい福祉に関するデータ）
- ・区障がい者基幹相談支援センターの紹介（役割や相談内容）
- ・地域移行支援、地域定着支援の説明（制度内容や事例紹介）



実際に地域移行支援の相談・支援に繋がったケースも！

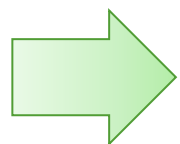
地域移行支援の周知

●福岡県弁護士会精神保健委員会との連携

委員会にて制度説明や事例発表、意見交換を実施
(委員弁護士より講師依頼あり)

<内容>

- ・障がい福祉サービスの説明（仕組みやサービス内容）
- ・地域移行支援、地域定着支援の説明（制度内容や事例紹介）



当番弁護士より退院支援の一つとして地域移行支援の相談あり

精神科病院との連携

●精神科病院の退院支援グループへの参加

香椎療養所のソーシャルクラブ（H29年度～）
（H30年度からは、プログラムの企画・運営にも参加）

<グループ内容>

【参加者】長期入院者で退院の希望や可能性のある方が対象

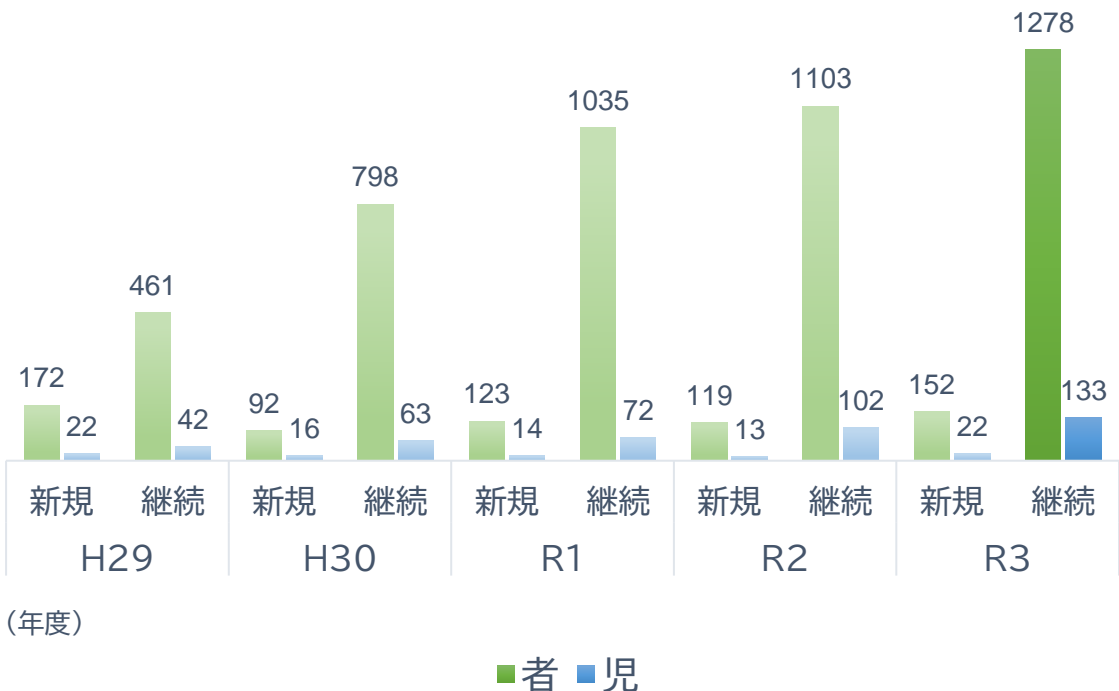
【頻 度】月1回

- ・活動内容は、病院スタッフとの月1回の事前打ち合わせにて協議
- ・内容に応じて、外出や外部講師への依頼もあり

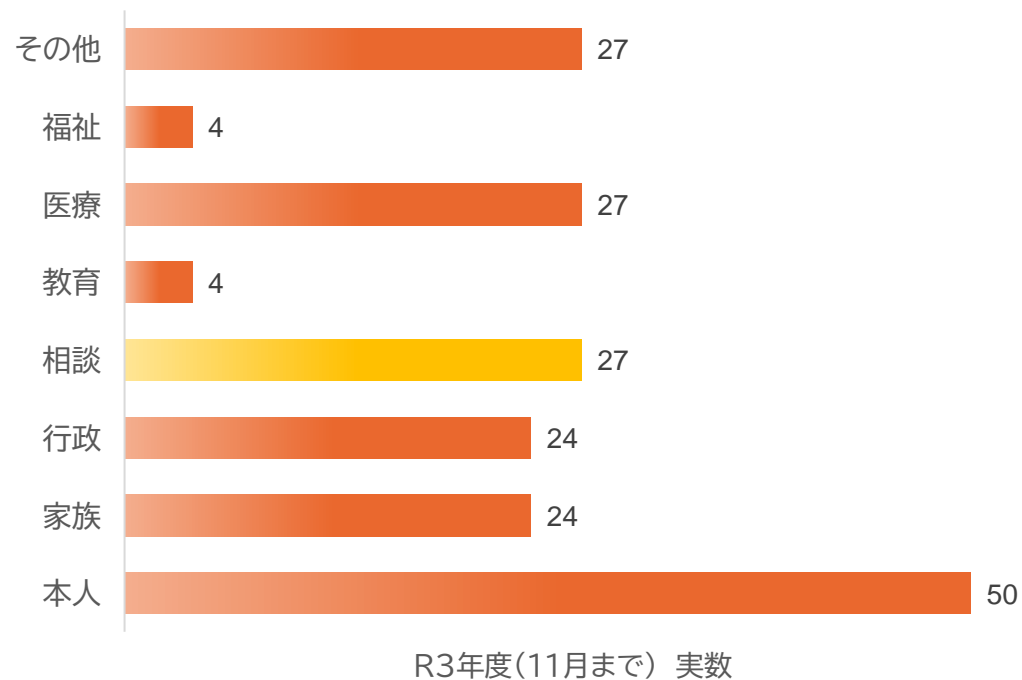
相談実績について

《東区第3基幹センターのこれまでの状況》

相談実人数

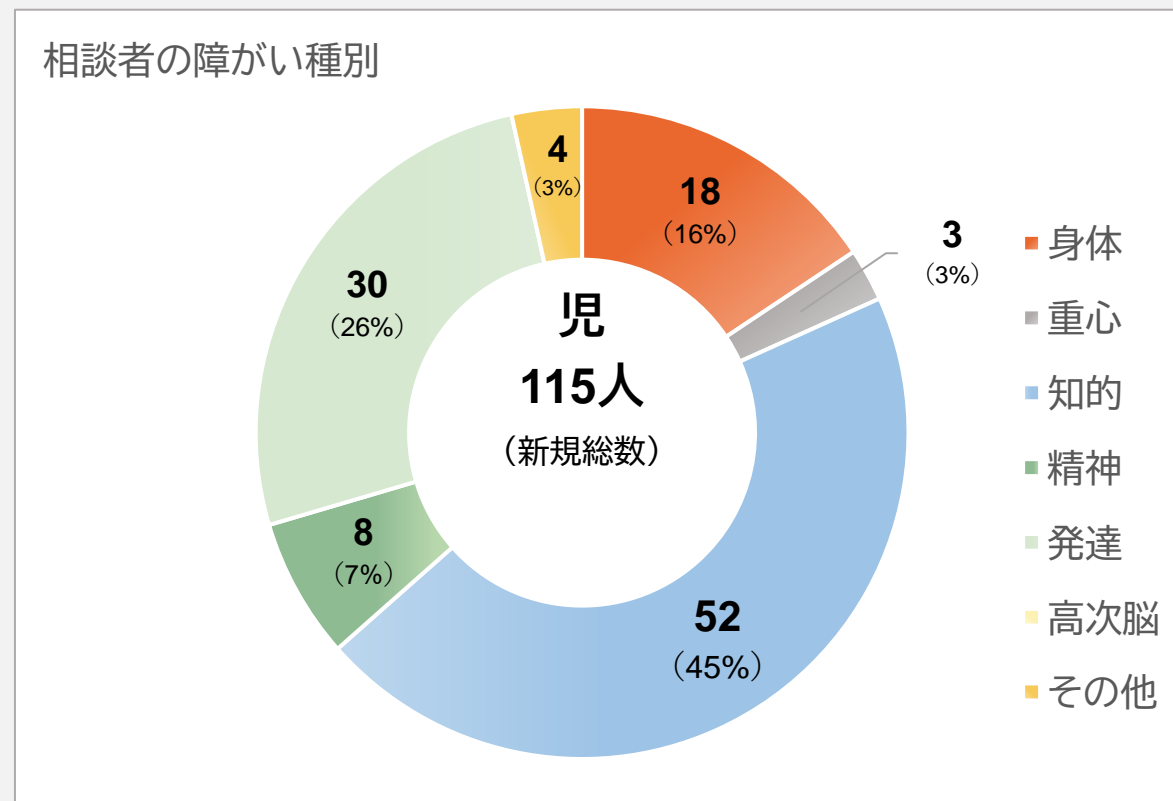
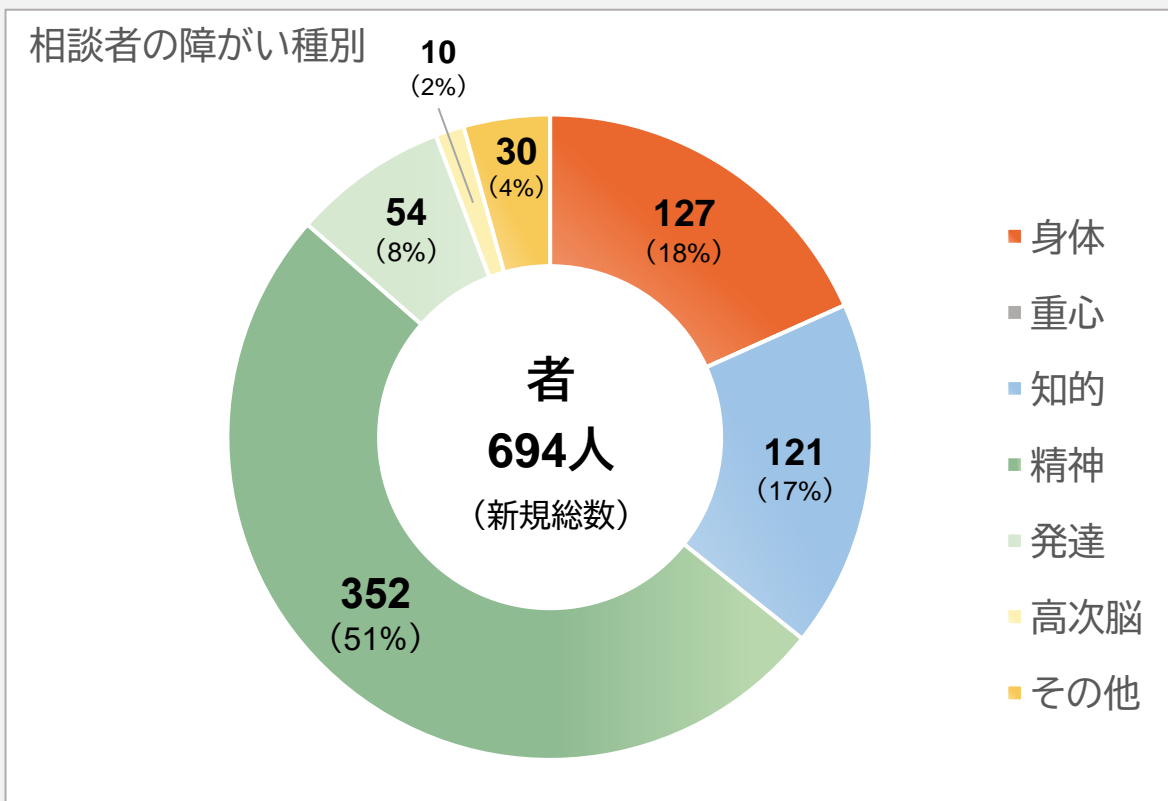


相談元種別



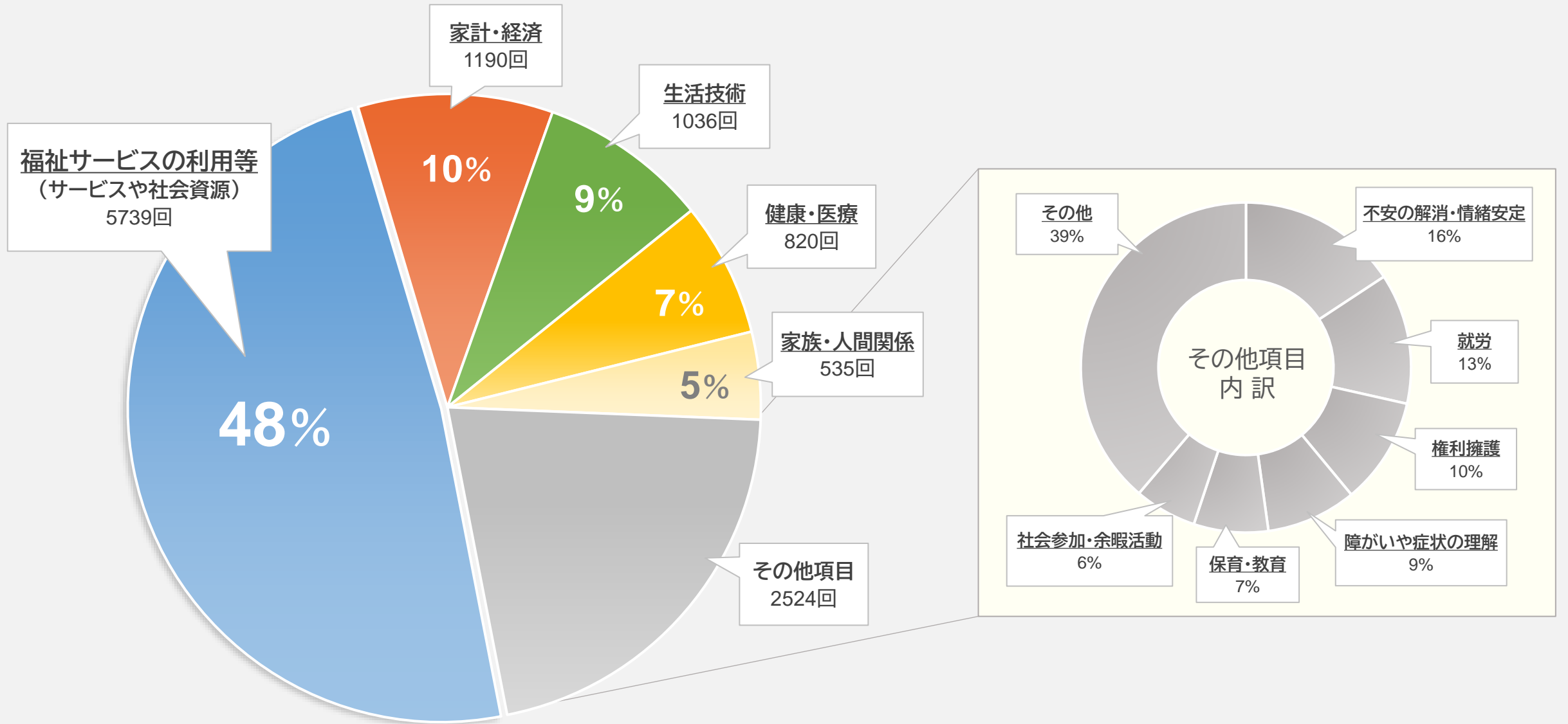
相談実績について

《東区第3基幹センターのこれまでの状況》



H29年度～R3.11時点(継続して支援が必要な新規相談者数)

相談・支援内容(ベスト5)



R3年度(11月まで) 集計

連携を考える

★の場合も含む

【相談のきっかけ】

- 計画作成以外の部分で支援を希望する場合
- 情報提供の依頼(単発)

- ① 相談内容の確認
- ② 支援方針の検討⇒役割分担
- ③ 経過の確認⇒**終結**

相談支援事業所
(計画相談)

担当の相談支援専門員・事業所全体

- ① 支援経過の説明
- ② 引継ぎ(顔合わせ)
- ③ 経過の確認⇒**終結**

相談

担当のコーディネーター・事業所全体

基幹相談支援センター
(担当エリア)

【相談のきっかけ】

- 新規で計画相談を依頼する場合
- ★ 既に計画相談の担当者がついている場合

基幹相談支援センターと相談支援事業所(所感)



“相談支援”とは？…2006年(H18)に『障害者自立支援法』で法律上位置づけ

『障害者総合支援法』における相談支援

- 「**相談支援事業**」(地域生活支援事業の中の市町村必須事業)⇒福岡市は基幹に委託
- 「**指定一般相談支援事業**」と「**指定特定相談支援事業**」 ⇒基盤には**基本相談支援**！

基本相談支援とは(総合支援法の定義)

地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整、その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与すること

相談支援事業とは(総合支援法の定義)

障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業

つまり…

“基幹相談支援センターと相談支援事業所の根幹は同じ”

基本相談支援にある！

事業が違って、役割が違って、大切にしたい価値は共通

